

第18回 宇部市障害者差別解消支援地域協議会 会議録

日 時:令和5年2月16日(木)16:00~17:15

場 所:宇部市役所 3階会議室

出席者:委員 13名(欠席者5名)、市4名

1 議 事

(1)「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」の制定について(資料1)

資料をもとに、事務局から説明

■意見

- ・山口県の条例策定にあたっては、パブリックコメントの時からいろいろな形で参画させてもらった。民間事業者の合理的配慮の義務化についても法改正があったが、素案の段階で合理的配慮の文言が欠落していたので、自分なりに提言させてもらった。
- ・山口県が実施している「あいサポート運動」を社会福祉協議会でも研修会などを実施されており、それぞれの障害特性や障害程度のことをまずは知ってもらうことが大切。それと、一番怖いのは無関心、関わりたくないと思う人がいること。社会の中で共に生きていくには、人は人として尊厳・尊重されなければならない。

(2)改正障害者差別解消法による「民間事業者の合理的配慮の義務化」等に伴う取り組みについて(資料2、参考資料1、参考資料2)

(3)今後の取り組みについて

資料をもとに、事務局から説明

■意見および質疑応答

- ・事業者には、障害者は情報障害があるということをわかってもらいたい。手話をコミュニケーション手段とする人の対応を筆談でわかってもらえるだろう、と当事者の希望する方法ではない筆談でされることがよくある。当事者の意向をきいていただいたうえで、できる範囲で配慮していただけることを望む。
- ・今年度に入って、相談窓口は何件くらいの差別相談があるのか。
→差別に関する相談はまだない。苦情や市職員の配慮が足りていない、といったご連絡は2、3件あった。窓口を開設した当初は年間10件程度の相談があったが、年々徐々に直接窓口に入ってくる相談は減っている。
- ・障害に関することについて、障害当事者団体の中で学習会などを行っている。
- ・差別相談は少ないが、配慮が足りなかった、という声があるということは、意識して差別しようとしているのではなく、どうしたらよいか分からなくて配慮が足りなかったということはあるのでは。それは差別なのだろうか、と思うこともある。

- ・「人権」という分野で「差別」に携わった仕事をしているが、当事者意識がないと差別はなくなる、と感じている。事例集に掲載されている事例も、障害のことを理解したうえで、障害当事者意識を持って接したら違う対応ができた可能性もあるのではないかと。やはり、差別の解消に向けては、まず理解をする、というのが一番大切と思う。
- ・相談件数については、市役所(人権部門)で「こういう差別をうけたのだが、どうしたらよいか。」という問い合わせや相談をうけることがない。差別がないのか、というと、そうではないはず。困っている人はいるはず。では、どこに相談しているのか、というと、身近でかなり信頼できる人が相談先候補にあがっている。外国人留学生の支援窓口である留学生の支援センターに聞いてみたが、そのような相談はないとのこと。では、どこに相談しているか、というと担当教諭などの自分に近い人に相談している様子。市でもいろんな相談窓口は設けて構えているが、相談者が辿り着かないのが現実にある。相談窓口の周知の仕方についても、当事者の近くに届けられるような啓発の仕方をしないと、窓口そのものが設置されていても機能していかない。
- 相談窓口の周知方法について、今後検討していく。
- ・障害のある人も「人」である。人として尊重された社会の中で生きていくことが基本。それぞれの障害によって特性があるので、まずはそこを理解することが大切。人の痛みが分かることも大切。
- ・白杖を持っているのに「(書類の)ここに氏名を記入してください」と言われることがある。白杖をなぜ持っておられるのか、ということが理解できたら、そのような発言はないはず。理解されていないと非常に悔しく、人権を無視された気持ちになることもある。
- ・障害特性を知ってもらうために、疑似体験をしてもらい、自身で感じてもらうと効果的。
- ・手話通訳をしていると、当事者に応対されるのではなく、手話通訳者に応対されることがよくある。障害があってもなくても人は人であるので、当事者は後回しであってはならない。
- ・当事者からの相談は、普段からある。それを「市の窓口に行ってみたらどうか。私が今話を市にしようか」と言うと相談者は「それはやめてほしい」ということが多々ある。市の窓口で相談して、大きく動くと、当事者にとって不利が生じるのではないかとされているのでは、と感じている。相当の覚悟がないと市の窓口には相談できないのではないだろうか。
- ・障害のある人の家族にいろんな情報を届けたいが、なかなか家から出られない人もいるので、協議会の内容などを少しでも情報提供できればと思い会報などを利用している。
- ・差別解消、理解促進は、障害者がいきいきと安心して暮らせるための一番基本中の基本であり、取組みをしっかりとやっていかなければいけない。